

令和8年度 第8回「消費者の部屋」特別展示

◆沖縄の林業と水産業◆

開催日：令和8年10月5日 ～ 10月9日 5日間開催

内 容：林野庁では毎年10月を「木材利用促進月間」として木材利用を推進しています。本展示では、沖縄県産木材の紹介をするとともに、遊漁におけるクロマグロ釣りのルールや陸上養殖などの紹介をしました。

<展示状況>



<沖縄県産木材>



出典：沖縄県森林管理課

<クロマグロ釣りのルール>

⚠️ クロマグロ釣り ⚠️

令和8年4月以降、ルールが変わります！

大型魚(30kg以上)の釣りに関する変更点

① 持ち帰ることができる尾数は
 1人 **各期間** に1尾まで
 (各期間：4・5月、6・7月、8・9月、
 10・11月、12・1月、2・3月)

② クロマグロ釣りは **届出** を
 行わないとできません！

● 陸揚げ後の報告は **翌日** まで

● 小型魚(30kg未満)の釣りは
周年禁止！

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

▶ 意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

クロマグロ 遊漁 規則

水産庁 【初回せせ丸】水産庁管理課(沖縄県・水産部)

Tel. 09-5562-8211 (内線7105)

<陸上養殖の届出制>

陸上養殖の届出制 (令和5年4月1日から開始)

○ 令和5年4月から陸上養殖について、養殖場の所在地や養殖方法などの実態を把握するため、内水面漁業の振興に関する法律に基づき届出義務を課す。

○ 事業者は、陸上養殖を開始する1か月前までに届出を行わなければならない。

○ 届出は、陸上養殖事業者は、事業年度(4月1日から翌年の3月31日)の実績報告書を出さなければならない。

○ 届出及び実績報告書によって、陸上養殖の実態を把握するとともに、データを集計し、養殖業者の経営等への活用、行政の施策の検討に役立てることとする。

届出の対象

内水面漁業の振興に関する法律施行令(抄)
 (届出養殖場の指定)

第二条 法律第28条第1項の政令で定める養殖場は、陸地において営む養殖場であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 食用の水産動植物(うなぎを除く。)を養殖するものであること。

二 次のいずれかに該当するものであるもの。

イ 水質に変更を加えた水または海水を養殖の用に供するもの。

ロ 養殖の用に供した水を飼料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの。

届出書、実績報告書等を提出

届出書
実績報告書等

届出書等は、届出を提出する事業者が、届出を提出する場所(養殖場)に提出する。

届出書を提出する事業者は、届出を提出する場所(養殖場)に提出する。

届出書を提出する事業者は、届出を提出する場所(養殖場)に提出する。

情報のとりまとめ

届出の情報を集計
水産動植物の種類
生産量
漁場の状況等

集計データの公表

データを経営等に活用

施策の検討

届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金科せられることがある。

制度の概要や各種様式は、水産庁HPに掲載されています。
<https://www.yfa.maff.go.jp/saiba/yousyoku/taishitsu-kyoka.html>



イジュ (伊集)

ツバキ科 常緑高木(7-20m)
方言名:イジュ
分布:奄美、徳之島、沖永良部、
沖縄諸島、宮古(種林)、石垣、西
表、与那国
用途:建築材、魚毒など

沖縄の固有種で、枝の先に葉や花が集中して付く木です。うりずん(初夏)の頃、樹冠に真っ白な花を咲かせて山を飾ります。秋には、どんぐりのような2cmほどの実をつけます。琉球王朝時代には主要な建築材として利用されていました。



アカギ (赤木)

トウダイグサ科
常緑高木(5-25m)
方言名:アカン、アハギ、アカツギ
分布:沖縄諸島~先島諸島、奄美
群島や大東、小笠原で野生化
用途:家具、農機具、工芸、小物類など

成長が早く、赤褐色の太い幹が特徴です。直径が1-1.5mにもなり、県内で最も大きくなる木の一つとされています。首里金城町の大アカギ群は国の天然記念物に指定されています。材は、赤みのある褐色で、木目は目立ちません。色ムラがありません。ことも特徴です。



イヌマキ (大楓)

マキ科 常緑高木(3-20m)
別名:マキ、クサマキ
方言名:チャーギ、キヤーギ、
キャンギ
分布:関東~先島諸島
用途:建築材、家具材、器具材

雌雄異株で材はシロアリに強いので沖縄では古くから建築材として使用されてきました。首里城や中村家でも使用されています。チャーギの家は高級な家とされ、仏壇もチャーギで作られているものは最も高級なものとして扱われています。春に淡い黄色の花が咲き、夏から秋にかけて実をつけます。



イタジイ

ブナ科 常緑高木(10-25m)
別名:スタジイ、オキナワジイ
方言名:シイジャ、シイギ
分布:奄美群島~沖縄諸島、石垣、西表、与那国
用途:建築材、器具材、薪炭材、
土木用材、椎茸樹木

やんばるの森林の多くを占めています。やんばるの森が「ブロッコリーの森」と形容される素晴らしい景色をつくります。幹はノグチゲラやヤンバルテナガコガネなどの住みかにもなります。かつては薪炭材の原料として重宝されました。シロアリに強いため付加価値の高い活用が期待できます。オキナワジイとして分類することもあります。



沖縄ウッディフェア出展の
木工家21人に
聞きました!

あなたが好きな「おきなわの木」は? Best 3

1位 リュウキュウマツ (9票)

【好きどころ】 木目の美しさ(全員) / 名前に「琉球」が入っているところ / 白くて明るい感じが好き / 乗木など / ゆらぎに癒される

2位 クスノキ (7票)

【好きどころ】 香り / 色 / 木目 / 加工のしやすさ / 小物から大物まで使える守備範囲の広さ / 手を加えれば加えるほど癒えてくれるところ

3位 アカギ (4票)

【好きどころ】 色 / ツヤ / 堅さ / 木目 / 個性があるところ

そのほかは、4位:センダン、ガジュマル、イタジイ
7位:ユシギ、イジュ、タブノキ 10位:黒檀、カシ、チャーギ、
オキナワウラジロガシ、相思樹、シークワサー、ヤラブ

沖縄の木々・主な県産木材

亜熱帯海洋性気候の沖縄で育つ木々は個性派ぞろいです。多種多様な樹種の中から主に利用されている材について紹介します。



クスノキ (樟)

クスノキ科
常緑高木(10-25m)
方言名:クスヌキ、クスヌチ
分布:関東~南西諸島。本島の自生は九州~屋久島といわれ、他は野生化。先島諸島で見られるのは珍しい
用途:建築材、器具材など

常緑広葉樹としては日本最大級の大木になります。葉や木全体からよい香りがします。沖縄では、樟腦の原料採取のため造林されました。葉の形や付き方から騒音を吸収する効果があるといわれ、街路樹にも利用されています。成長が早く、大きな材となり、建築材や造船材、家具材として利用されています。



リュウキュウマツ (琉球松)

マツ科 常緑高木(10-25m)
別名:リュウキュウアカマツ
方言名:マチ、マーチ、マチギ
分布:トカラ列島~先島諸島
用途:家具材、内装材、支柱、板材

琉球産唯一のマツ科樹木で、南西諸島の固有種。耐風性、耐潮性、耐乾性ともに優れ、環境の適応性と美しい樹姿から都市の緑化植物としても利用されています。沖縄全島にわたって広く分布し、生育していることなどから昭和47年10月に沖縄の代表的な樹木として県木に指定されました。材は帯黄褐色で樹脂を含んでいます。木目は美しく光沢があります。



センダン (梅檀)

センダン科 落葉高木(10-20m)
別名:アウチ
方言名:シンダン、シンダンギー
分布:関東~先島諸島、小笠原(本来の自生は四国・九州以南といわれる)
用途:家具材、器具材など

沖縄の広葉樹のなかでも成長の早い木の一つです。3月頃に薄紫の花をつけ、夏にはクマゼミが多く集まる木として知られています。軽くて耐久性が強い材です。昔は女の子が生まれると庭にセンダンを植え、嫁入りが決まったら花嫁道具としてセンダンでダンスを作って持たせたそうです。

<参考文献>

『ネイチャーガイド 琉球の樹木 奄美・沖縄~八重山の亜熱帯植物図鑑』大川智史

⚠ クロマグロ釣り ⚠

令和8年4月以降、ルールが変わります！

大型魚(30kg以上)の釣りに関する変更点

① 持ち帰ることができる尾数は

1人 各期間 に1尾まで

〔各期間: 4・5月、6・7月、8・9月、
10・11月、12・1月、2・3月〕

ルールの詳細
はここを確認



② クロマグロ釣りは 届出 を
行わないとできません！

● 陸揚げ後の報告は 翌日 まで

● 小型魚(30kg未満)の釣りは
周年禁止！

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

▶意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

クロマグロ 遊漁

検索

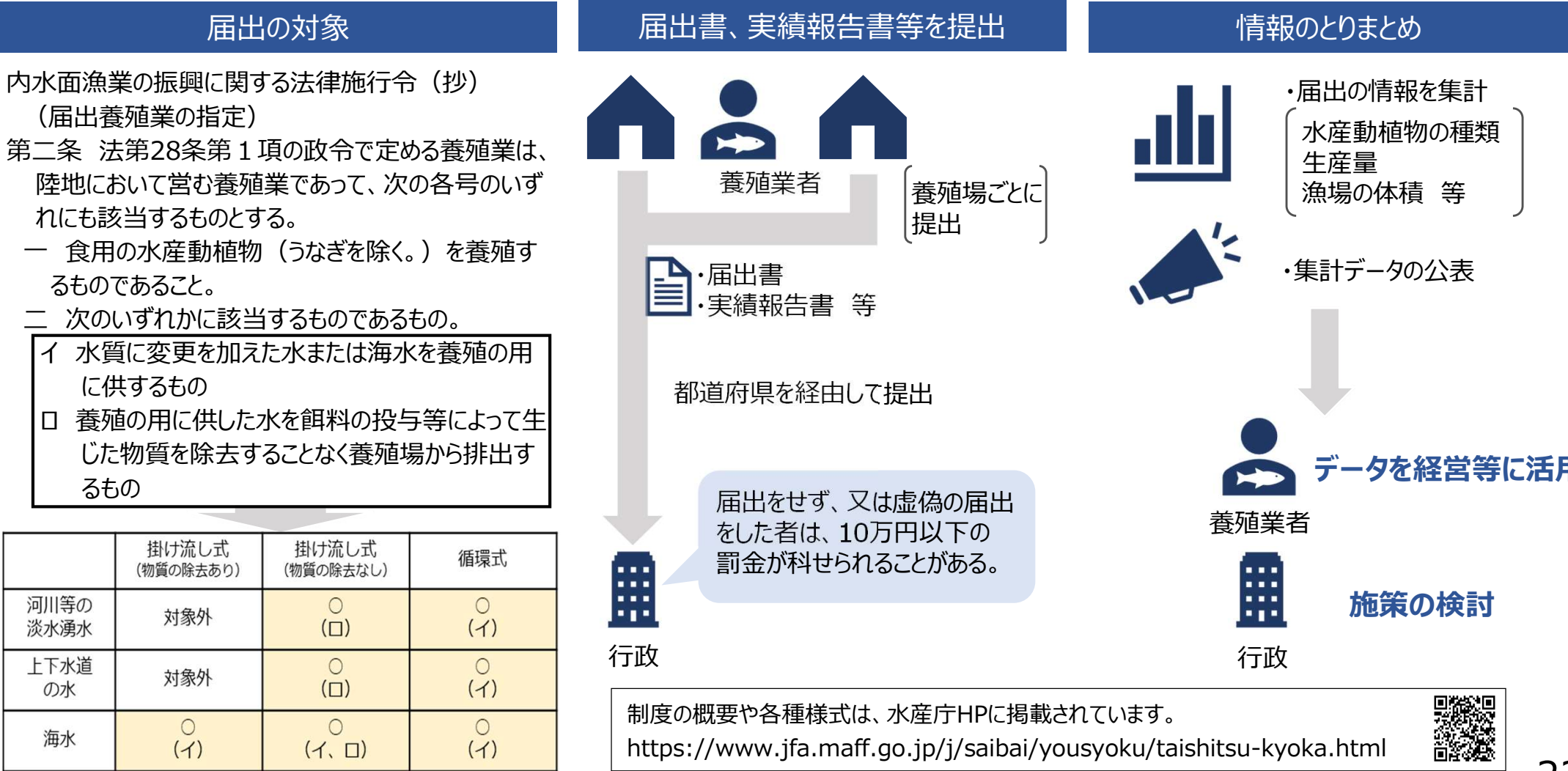


水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111(内線6705)

陸上養殖の届出制（令和5年4月1日から開始）

- 令和5年4月から陸上養殖について、養殖場の所在地や養殖方法などの実態を把握するため、内水面漁業の振興に関する法律に基づく「届出養殖業」とした。
- 事業者は、陸上養殖を開始する1か月前までに届出を行わなければならない。
- 加えて陸上養殖事業者は、事業年度（4月1日から翌年の3月31日）の実績報告書を提出しなければならない。
- 届出及び実績報告によって、陸上養殖の実態を把握するとともに、データを集計し、養殖業者の経営等への活用、行政の施策の検討に役立てることとしている。



制度の概要や各種様式は、水産庁HPに掲載されています。
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/taishitsu-kyoka.html>

